

**Q & A ご質問と回答
(中小企業海外展開支援事業～共通～)**

No	該当項目	Q	A	HP掲載日
本事業全般				
1	全体	基礎調査と同様、案件化調査と普及・実証事業についても今年度は年2回の公示予定なのか。	2016年は2016年2月と9月の2回の公示を予定しています。 http://www.jica.go.jp/sme_support/announce/ku5/pq00001k3wn2-att/gaiyou_2016.pdf をご確認ください。	2016年3月29日
2	全体	JICAから海外のコンサルタントを紹介してもらうことは可能か。	JICAは外部人材の直接の紹介はしませんので、自社にて対応ください。国内のコンサルタント等の紹介については、JICAが一般財団法人日本国際協力センター(JICE)に委託して中小企業とコンサルタントとのマッチング窓口を設けていますので、 http://www.consul-matching.org/ を参照ください。	2016年3月29日
3	全体	JICAから相手国政府機関やビジネスパートナーを紹介してもらうことは可能か。	JICAは相手国政府機関やビジネスパートナーとのマッチングは行っています。	2016年3月29日
4	全体	企画書提出前に、JICAから現地の大学や団体等の情報提供してもらうことは可能か。	原則、情報収集は自社でお願いいたします。JICA本部や海外事務所等において個別に相談いただくこと、関係部署や関連事業を紹介することは可能ですが、具体的な団体等の紹介をするのは難しい場合があります。	2016年3月29日
5	全体	【説明会資料P18】補強となる人材が所属する企業は共同企業体となりえるか。	当該企業が中小企業である等の参加資格要件を満たす場合、共同企業体の構成員になり得えます。共同企業体の構成員は契約当事者となります。補強が所属する企業は契約当事者なりません。どちらにすべきかは提案企業の判断にお任せいたします。	2016年3月29日
6	全体	既に経済発展を遂げている、中国に対して本事業を実施する必要はあるのか。	募集要項P13「留意事項がある国」に記載されているとおり、中国に対するODAは、日本国民の生活に直接影響する越境公害、感染症、食品安全等協力の必要性が真に認められる分野でごく限られたものを実施している現状を踏まえ、採択の可否を検討することになります。	2016年3月29日
7	全体	調査期間中のビザ、就労許可証などの様なものが必要か。	調査期間中に必要なビザについては、提案法人にて旅行代理店等を通じて、必要なビザを確認ください。	2016年3月29日
8	全体	完了報告書の所定のフォームはあるか。	採択後に業務完了報告書の章立て案をご案内します。過去の案件の報告書は http://www2.jica.go.jp/ja/priv_sme_partner/ でご確認ください。	2016年3月29日
9	全体	成果物としての報告書について、著作権がJICA側にあり、対外的に活動報告したい場合、その文言や写真等を使用してもよいか。	「その他様式2. 契約書（附属書I～IV含む）（案）」の（成果品及び資料等の取扱い）に記載のとおりです。所有権はJICAに帰属しますが、著作権は受注者（提案法人）又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、受注者（提案法人）から発注者（JICA）に譲渡されます。	2016年3月29日
資格要件・提案要件				
10	提案法人	過去に応募した内容で再度応募することは可能か。また、その際審査にどのような影響があるのか。	再度応募いただくことは可能です。今回提案いただく企画書とともに審査が行われるため、過去の提案の内容や審査結果にさかのぼって審査の材料とすることはありません。	2016年3月29日
11	提案法人	現地に進出済みでビジネス拡大を目指している企業は応募可能か。	応募は可能です。現在のビジネス展開の状況及びビジネス拡大の内容について、中小企業海外展開支援事業の意義を踏まえ企画書に記載してください。	2016年3月29日
12	提案法人	企業が直接会員ではなく、医療機器の団体が加盟する連合会（一般社団法人）について、応募資格があるのか。	本事業の参加資格は、募集要項P2 2. 参加資格要件等 (1) 参加資格要件に該当する法人のみとなりますので、一般社団法人は該当いたしません。	2016年3月29日
13	提案法人	募集要項（案件化調査）3ページにある「第2. 募集内容」の「2. 参加資格要件等」の（2）その他①の部分において、「上記2. (1) の参加資格要件を満たす中企業者同士の共同企業体による応募を認めます。」という記載があるが、この場合、中小企業と、本事業で調達される機材や製品を生産あるいは販売を行う大企業による共同企業体による応募は可能か。	本事業の参加資格は、募集要項P2 2. 参加資格要件等 (1) 参加資格要件に該当する法人のみとなりますので、大企業と共同企業体を構成しての応募は認められません。但し、大企業は補強として参加は可能です。	2016年3月29日
14	提案法人	医療法人が提案法人として本制度に応募することは可能か。	本事業の参加資格は、募集要項P2 2. 参加資格要件等 (1) 参加資格要件に該当する法人のみとなりますので、医療法人は応募できません。	2016年3月29日
15	提案法人	共同企業体での応募の場合、共同提案企業が「みなし大企業の子会社」でも応募することが可能であるのか。	本事業の参加資格は、募集要項P2 2. 参加資格要件等 (1) 参加資格要件に該当する法人のみとなりますので、提案企業が「みなし大企業」となる場合は応募できません。そのため、「みなし大企業の子会社」が「みなし大企業」に該当するかご確認ください。	2016年3月29日

16	提案法人	以前はN G Oが提案法人として応募できたはずだが、今回も応募可能か。不可の場合、中小企業を提案法人とし、N G Oは補強として参加可能か。	従前より本事業の参加資格は、募集要項P2 2. 参加資格要件等 (1) 参加資格要件に該当する法人のみとなりますので、N G Oは応募できません。補強や外部人材であれば参加可能です。	2016年3月29日
17	提案法人	参加資格要件を満たしている場合、2者以上で応募可能か。	共同企業体で応募が可能です。	2016年3月29日
18	提案法人	提案者が医者なのだが、応募出来るか。	本事業の参加資格は、募集要項P2 2. 参加資格要件等 (1) 参加資格要件に該当する法人のみとなります。	2016年3月29日
19	提案法人	提案者は医院を運営しており、独立法人の5名の医者がローテーション指導を行おうと思っている。独立法人の医者は報酬を受け取れるのか。	本事業の参加資格は、募集要項P2 2. 参加資格要件等 (1) 参加資格要件に該当する法人のみとなりますので、医療法人及び独立行政法人は応募できません。独立法人が、医療法人を指すのであれば、外部人材としての報酬を請求することは可能です。独立法人が、独立行政法人を指すのであれば、JICAから外部人材として人件費を支払うことが出来ますが、独立行政法人側の内規等で報酬を受け取れない場合もありますので、確認をしてください。また、独立行政法人に所属している医者であっても、提案案件に個人として参画するであれば、JICAから外部人材として人件費を支払うことが可能です。なお、提案内容に医療行為を含んでいる場合は、JICA中小企業支援事業では、募集要項に記載のとおり厳しい要件を設定しているので、同要件を満たしているか確認ください。	2016年3月29日
20	提案製品・技術	日本において国として規格、製品技術の分類が整理されていない製品・技術も対象となるのか。	提案製品自体は完成し商品化されていれば、国の法整備に関わらず対象となります。	2016年3月29日
21	提案製品・技術	途上国において知られていない製品・技術であっても対象となるのか。	対象となります。過去の実績として提案製品・技術の現地における効果について調査する提案や、既に効果が期待できる製品について、普及・実証事業にて現地での適合性を実証する提案、最先端の技術等を現地へ普及させて先に実績を作ることを狙う提案等もあります。	2016年3月29日
22	重複応募	内容が異なる提案で同時期に複数応募することは可能か。また、協力準備調査（BOPビジネス連携促進）への応募も可能か。	募集要項に記載のとおり、提案法人（共同企業体を構成する場合は代表法人）が、同時期に募集される他のJICA事業に同様の事業を重複して提案した場合、いずれの提案も無効となります。 なお、同一公示で同じスキームに複数応募は認められません。複数の応募が認められた場合には、いずれの提案も無効となります。	2016年3月29日
23	重複応募	【説明会資料P21】本制度の対象外となる提案の要件として、重複応募に関する記載があるが、同ページに記載されている5案件のみか。	以下5案件（スキーム）のみが対象となります。 ・基礎調査・案件化調査・普及・実証事業 ・協力準備調査（BOPビジネス連携促進）・民間技術普及促進事業	2016年3月29日
24	重複応募	【説明会資料P21】異なる提案企業において同じ外部人材活用での提案は重複応募にあたるのか。	重複応募にあたらず、応募可能です。	2016年3月29日
25	重複応募	【説明会資料P21】「提案法人が受ける他機関・団体の事業補助金等と対象地域や内容が重複する提案」とあるが、内容が同じ提案であっても対象地域が違えば応募可能か。	異なる地域を対象とすることで事業内容が客観的に違うことが説明できるとJICAが認める場合には、本事業の対象となります。	2016年3月29日
26	重複応募	他の機関が実施している事業への応募内容と近似する場合はどうしたらよいか。	企画書P2「III. 海外での事業展開の為の調査（事業）受注実績と応募状況」に記載の上、ご提案される内容が他の機関が実施している事業への応募内容と異なる点を企画書にてご説明ください。	2016年3月29日
27	募集要項	【説明会資料P24】「4. 応募上の留意事項」について、契約履行期限の制約があるのは、基礎調査、案件化調査、普及・実証事業を実施している場合であり、他の事業であれば実施中でも応募可能か。	案件化調査への応募であれば、基礎調査を実施中の場合に履行期限の制約があります。また、普及・実証事業への応募であれば、基礎調査、案件化調査及び普及・実証事業のいずれかを実施中の場合には履行期限の制約があります。詳しくは募集要項の該当ページ（案件化調査P10、普及・実証事業P9）をご確認ください。	2016年3月29日
28	事業分野	船舶分野については 事業分野の「その他」の項で応募可能か。	応募可能です。応募の際は「その他（船舶）」とご記載ください。	2016年3月29日
29	事業分野	1つの提案にあたり複数の対象分野を選択してよいのか。	複数の対象分野にかかる提案であっても、主となる対象分野1つを選択ください。	2016年3月29日
30	応募	農業分野において現地での栽培実験を計画する場合、基礎調査よりも案件化調査のほうが適切か。	想定している栽培実験の計画やビジネス展開等を踏まえ、最も親和性の高いスキームを選択し応募をお願いします。	2016年3月29日
31	開発課題	提案内容が対象分野に合致しない場合でも開発課題に貢献する場合は応募可能か。	応募可能です。分野選択で「その他」を選択し、カッコ内に分野をご記載ください。	2016年3月29日

32	競争参加資格	【説明会資料p18】競争参加資格の移行期間が2016年4月1日から9月30日までと記載されている。つまり現在保有している競争参加資格が2016年3月できるが、2016年9月には現在保有している資格で申請することができるということか。	移行期間を設けているので、現在保有されている資格で申請することが可能です。	2016年3月29日
33	競争参加資格	定款では、当社は左官に関する施工工事および付帯する事業としています。今回企画提案する左官工事に関する機械の製造販売や工法等のライセンス提供等に関する調査については定款の付帯する事業に含むと解釈しており、物品の製造、物品の販売に○を記入したいと考えています。定款は変更しなくてもよろしいでしょうか。	以下のウェブサイトを確認の上該当する業種を選択してください。 ・総務省HP : http://www.soumu.go.jp/main_content/000286962.pdf ・中小企業庁HP : http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html	2016年3月29日
提出書類・企画書等				
34	企画書	応募書類の提出に関し、競争参加資格をもらい受ける前に企画書等の応募書類を提出してもよいのか。	競争参加資格の申込申請がなされれば迅速に対応し、7桁の番号を通知しますが、企画書提出時に通知が届かない場合には、様式3「提案法人情報」の記載欄を「申請中」として応募書類を提出することができます。	2016年3月29日
35	企画書	1年以内で事業を終える企画は審査対象外となるのか。	現地で実証活動する場合、通関や準備等も含み時間がかかるため、1年以内での事業の実施は難しいと考えられます。十分な期間を設定しご提案ください。	2016年3月29日
36	企画書	国別援助方針に記載以外のケースにおいて、評価に繋がる提出書類等はあるか。	現地政府の政策、方針等および政府が取り組もうとしている現地の課題等を審査基準表をご確認の上、ご記載ください。	2016年3月29日
37	企画書	地域活性化への貢献について、地元での部品の製造・調達等以外の例を教えてほしい。	地元経済・地域活性化への貢献例については、審査基準表をご確認ください。	2016年3月29日
38	企画書	企画書につきA4で10.5ポイント以上との指定があるが、一部表が入らないので表中の文字は小さくて良いのか。タテ向きではなく横書きでも良いのか。	企画書の様式に沿って記載ください。	2016年3月29日
39	企画書	別添4企画書に直接記入すれば良いのか。また、青字の説明箇所は総て削除したほうが良いのか。	企画書のワードファイルを活用いただきご記入ください。青字の説明箇所は削除ください。	2016年3月29日
40	関心表明	関心表明web登録フォームに関し、外部人材が大学の先生である場合、同フォームの「コンサルタント等外部人材担当者」欄の「代表者名」の項目は学長または学部長となるのか。また、小規模企業においては代表者と担当者が同一となるケースもみられるが、その場合はどのように記載するのか。	大学に関しては、「代表者名」の項目に大学を代表する方を記載し、「担当者名」の項目に大学の先生をご記載ください。 小規模企業における「代表者名」と「担当者名」に関しては、実態に応じてご記載ください。	2016年3月29日
41	提出書類	様式3「提案法人情報」に記載のある法人番号とは何か。	国税庁ホームページ http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/setsumei/ をご確認ください。	2016年3月29日
42	提出書類	書類の提出方法について、見積書のExcel等全て、CDにデータを保存し提出する必要があるのか。	募集要項に記載のとおり、様式3及び様式5を含めてCD-ROMに保存してください。	2016年3月29日
43	提出書類	様式3「提案法人情報」に記載のある応募形態情報には何を記載すれば良いか。	エクセルファイルのプルダウンリストから①中小企業単体、②共同企業体、③中小企業団体をお選びください。	2016年3月29日
44	提出書類	財務諸表とは具体的に何を指すのか。税務署提出の「決算書」でよいのか。金融商品取引法に基づいて作成される「財務諸表」や、会社法に基づいて作成される「計算書類」である必要はありますでしょうか。	各社名の記載のある貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書とします。但し、財務諸表作成上、キャッシュフロー計算書の作成が義務となつていない企業は提出いただく必要はありませんが、可能な限りご提出をお願いいたします。	2016年3月29日
事業内容（事業分野、事業実施機関・実施体制・人材配置等）				
45	事業内容	普及・実証事業はODA事業と考えてよいのか。ODA案件化はどの程度詰めた内容とすべきなのか。	普及・実証事業はODA事業の一形態です。よって、普及・実証事業をODA案件化として提案することは可能です。企画書の記載内容については審査基準表を参照ください。	2016年3月29日
46	事業実施国 政府関係機関	事業実施国の相手側機関は市役所や自治体でもよい。	市役所や自治体も公的機関にあたるため、カウンターパートとして選択いただけます。実証する活動を所管する組織が自治体であることを企画書に明記ください。	2016年3月29日
47	事業実施国 政府関係機関	将来的に現地で製品を製造することを想定しているが、相手国政府機関の機材操作能力に懸念を持っている。供与した機材を譲り受けた提案企業に戻すことができるのか。	譲与した機材を提案企業に戻すことは認められません。	2016年3月29日

48	業務従事者 (外部人材)	【説明会資料P18】補強の取り扱いについて、製品の開発に携わる大学職員の場合はどうなるか。	現時点では提案企業と大学との関係性について不明であるため、契約交渉において取り決めることがあります。大学、大学職員と開発された製品の関係について企画書にご記載ください。	2016年3月29日
49	業務従事者 (外部人材)	提案法人に対して実質的支配関係を有する役員等を兼務している人物を外部人材として認めないとのことだが、役員の定義は如何。	会社法等の関連法令に基づいて判断してください。	2016年3月29日
50	業務従事者 (外部人材)	【説明会資料P49】提案企業で役員として勤務している者が、申請段階で役員を辞任している場合は外部人材として参加可能か。	申請段階での所属に基づき、企画書を作成願います。契約交渉にて確認させていただきます。	2016年3月29日
51	業務従事者 (外部人材)	現時点でコンサルタントが見つかっていない。このままコンサルタントを要員にふくめないで申請できるのか。	外部人材（コンサルタント）の活用は必須ではありません。調査を実施するに当たって、外部（コンサルタント）の知見を必要とする場合に参画いただくことも可能です。企業のみで応募する際は、企画書作成にあたり記載すべき事項がもれなく記載できているか等をご注意ください。	2016年3月29日
52	業務従事者 (外部人材)	発行済み株式の総数又は出資金額の2分の1以上を外国企業が所有している企業に所属する人物が、外部人材として参加することは可能であるのか。	可能です。	2016年3月29日
53	業務従事者 (外部人材)	国立大学に所属する人物が、外部人材として参加することは可能であるのか。	可能です。	2016年3月29日
54	業務従事者 (外部人材)	大企業に所属する人物が外部人材として参加することは可能であるのか。	可能です。	2016年3月29日
55	業務従事者 (外部人材)	提案企業が、外部人材として依頼する企業の数に制限はあるのか。	制限はありません。	2016年3月29日
56	業務従事者 (外部人材)	外部人材に評価機関として大学を入れたいが、産学連携ではないため、その場合は特定学部研究室に寄付金等の名目に成るが、問題はないか。	経理処理ガイドラインに記載のとおり、「人件費」は、外部人材を本事業の実施に活用するための経費となり、精算時には契約書（又は委嘱状等）の写し、当該契約に係る外部人材履行結果検査調書、領収書が証拠書類として必要になります。寄付金等の名目の場合でも同様の扱いとなりますので、事前に大学側にご確認ください。	2016年3月29日
57	補強人材	我々はコンサルタントであるが、調査後に提案企業とビジネスパートナーになる可能性がある。その場合は補強人材として認められないのか。	本事業で調達される機材や製品を生産あるいは販売する企業の社員等は「補強」として認められます。	2016年3月29日
58	業務従事者 (外部人材)	外部人材に、自治体職員（県の産業振興センター職員）は含まれるか。また、外部人材として認められる場合の人事費の計上は可能か。	自治体職員を外部人材として含めることは可能です。人件費の計上は可能ですが、自治体によっては規定により人件費を受け取れない場合がありますので、事前にご確認ください。	2016年3月29日
59	現地傭人	技術者や通訳者等現地傭人を相手国政府機関から選出することは可能か。	可能ですが、原則として相手国政府機関のスタッフへの人件費は本事業では認められません。	2016年3月29日
60	機材の設置場所	案件化調査や普及・実証事業の実施時に機材を据え付けてその効果を検証する場合、機材の設置については政府が保有する「公共施設」が対象となるとの説明がなされていても、募集要項説明会の際にDVD映像でご紹介あったベトナムのプロジェクトでは、ダナン市の「民間」の縫製工場に機材を据え付けて効果検証を行っていたと認識する。「民間」の敷地で機材の効果にかかる検証を行う場合、どういった要件が必要となるのか。	案件化調査においては、政府の土地以外でも検証活動等を実施することは可能です。一方、将来のODA事業での活用を見据えて政府機関と協議し適切な場所で実施していただくことをお勧めします。なお、案件化調査においては、輸送した機材は調査後本邦に持ち帰ることが原則となります。普及・実証事業で購入する資機材については事業終了後に事業実施国政府関係機関に譲与し、維持管理も事業実施国政府関係機関に任せることから、資機材の設置先は公的機関を想定しています。ただし、事業実施国政府関係機関からの要請があり、譲与後の同機関による継続的な活用および運営維持ができることが担保され、さらに機材が容易に移動維持管理ができる場合に限り認められる可能性もありますので、採択後の契約交渉時にご相談ください。	2016年3月29日
契約・支払関連				
61	前払保証	前払の申請について、銀行との調整が必要と説明されたが、銀行が発行する保証書以外に、有効な書類があるか。	銀行以外でも信用金庫・組合が発行する保証書も可能です。業種によっては、建設業信用保証株式会社が発行する保証書も可能となります。	2016年3月29日
62	支払	部分払いの回数には一定のルールがあるのか。	部分払は業務の成果品に対して支払いするものであり、履行期間によって設定される進捗報告書（成果品）の提出回数によります。また、部分払いの有無と回数は契約書に記載することになります。	2016年3月29日
63	契約期間	契約よりも早く調査が終了した場合は契約終了日を早めることができるのか。	計画よりもスムーズに調査が進んだ場合は、契約終了日よりも早く終了いただく事は可能です。ただ、途上国での事業は機材を送るだけでも関税で時間が取られたり、先方政府とのやり取りの中で計画よりも時間がかかっているのが実状です。	2016年3月29日

64	見積り	航空券について正規割引運賃の見積を取得するようにとあるが、大手旅行代理店より往路と復路の日程をオープンで設定できる種類の航空券は普通運賃のみと回答されたが、アドバイスがあるか。	普通運賃は1年オープンで制限が緩いが割高です。航空会社により様々ですが、通常、正規割引運賃は有効期間が数か月と期間が指定されています。	2016年3月29日
65	見積り	【説明会資料P53】航空賃の内訳に関して、見積書をどのように記載すればよいか？時期によって航空賃が異なる場合はどのように記載すればよいか。	見積金額内訳書及び明細（説明会資料P54）をご参考ください。また、季節・時期によって異なる金額について、実際に渡航を予定する時期を見越した現実的な金額を想定してご記載ください。	2016年3月29日
66	見積り	機材及び現地工事の設計業務が発生した場合、提案企業で100%対応する予定だが、設計に係る労務費（人件費）については対象とならないのか。	設計業務に必要な国内、現地業務については見積もりに含めて提案いただくことが可能ですが、人件費の対象とはなりません。	2016年3月29日
67	見積り	【説明会資料P48】直接人件費の格付については、経理処理ガイドラインに記載されている格付との認識でよろしいのか。	ご理解のとおりです。経理処理ガイドライン（P8）の格付表が該当します。	2016年3月29日
68	見積り	外部人材の格付・基準月額は、ガイドラインに示された業務内容・経験年数により提案者で判定して良いか。	企画書（含む見積書）作成時は提案者の判断で格付・基準月額を判断願います。提案が採択に至った場合、契約交渉で確認させていただきます。	2016年3月29日
69	見積り	外部人材の格付は、経験年数および業務内容から提案者が決定するのか、もしくはJICA側が決定するのか？仮にJICAが決定する場合は、どのような情報から判断するのか。	企画書（含む見積書）作成時は提案者の判断で格付・基準月額を判断願います。提案者が採択に至った場合、契約交渉にてガイドラインに示された業務内容・経験年数をもとにJICA側で妥当性を確認します。	2016年3月29日
70	見積り	直接人件費のその他原価・一般管理費の経費率算定の考え方を教えて欲しい。個人の外部人材の場合、経費率上限65%の判断基準はどう考えれば良いか。	経費率に関する考え方は、募集要項別添1：経理処理ガイドラインを参照願います。	2016年3月29日
71	見積り	個人の外部人材の場合、人件費精算時の証拠書類は何を提出すれば良いのか。個人の確定申告書類も必要となるのか。	外部人材の人件費の精算には、提案企業との契約書写し、提案企業から当該個人（外部人材）への人件費支払の証憑（領収書）をもって精算を行います。確定申告書は必要ありません。	2016年3月29日
72	見積り	募集要項（基礎調査）P16において、成果品として、「業務完了報告書（最終成果物）和文を製本し、4部提出する」とされるが、見積内訳には成果品作成費を計上する欄がない。成果品の製本費が発生する場合、どこに計上すればよいのか。	成果品の製本費は、管理費の中から支弁願います。	2016年3月29日
73	見積書	提案時に見積金額の根拠書類として（旅行代理店などの）押印した見積書が必要か。	応募時は見積金額の根拠書類の提出は不要です。採択後、契約交渉において根拠書類のご提出を依頼します。	2016年3月29日
74	見積書	海外の部品を調達する際、どのような見積書が必要か。	見積根拠資料は必ずしも見積書である必要はなく、メールやウェブで価格の妥当性を確認することも可能です。	2016年3月29日
75	見積書	現地業務費が書ききれない場合は、別紙を付けるのか。もしくは行を追加しても良いのか。	必要に応じ、エクセルの行を追加してください。	2016年3月29日
76	見積書	現地で見積を取る際の言語の指定はあるのか。また、現地通貨との換算レートはどれを使えば良いのか。	言語は英語でも問題ありませんが、その他の言語の場合は補記で記載内容の説明をお願いします。換算レートはJICAのHP上に月次レートが掲載されているので、企画書を作成される月のレートで換算ください。	2016年3月29日
77	見積書	直接経費について、クラウドサービスの様に使用量によって金額が決まり、見積もりが事前に取れない場合はどのようにすればよいか。	根拠の確認できる単価に使用想定使用量を乗じるなどして、概算で見積りを積算してください。契約交渉の際に根拠資料を基に金額を決定します。	2016年3月29日
78	計上可否	経路番号の定義は？また、内国旅費は、例えば仙台→東京（成田）→海外の場合、仙台→東京は内国旅費として計上可能か。	提案企業や外部人材の業務従事者が現地に渡航する際に合理的かつ経済的な経路を記載いただきます。提案企業の所在地・居住地と外部人材の所在地・居住地とが異なる場合には、経路が複数考えられますので、その場合には経路毎に番号を振って記載します。仙台→東京間は新幹線で移動するのが通常なので内国旅費として計上ください。	2016年3月29日
79	計上可否	地方自治体職員が本事業に参加する場合、直接人件費として計上することは可能か。	募集要項に提示する標準月額を上限として直接人件費を計上いただくことは可能です。但し、自治体によっては規定により受け取れない場合があるのでご確認いただいたうえで、計上してください。	2016年3月29日
80	計上可否	【説明会資料P46・53】提案企業の日当は計上可能か。	提案企業の人員の日当・宿泊費は活動における経費として計上可能です。（旅費として計上）。	2016年3月29日

81	計上可否	車両関係費において、C/P使用でも計上可能か。	C/Pのみが使用する目的での車両関係費の計上は認められません。C/Pの経費はC/P負担してもらうよう交渉ください。なお、業務従事者による活動に係る費用は計上可能です。	2016年3月29日
82	計上可否	地方自治体職員が外部人材の場合、出張旅費や海外出張時日当宿泊等を含めることは可能か。	海外渡航時の航空賃、日当宿泊料を計上することは可能です。但し、自治体によっては規定により受け取れない場合があるのでご確認いただいたうえで、計上してください。	2016年3月29日
83	計上可否	採択後の精算について、消費税の扱いは如何。補助金のように雑収入となると消費税計算の売上に計上されることになり、売上が1000万円を超えるので課税事業者の届出をしなければならないが、扱いはどうなるのか。	契約金額（＝委託金額）の会計上、税務上の取扱いについては受注企業様の会計基準によるものであり、弊機構から指定することはできませんのでご了承願います。	2016年3月29日
84	計上可否	渡航の際の予防接種、携帯やPC等の機器関係、通信費についても経費として認められるか。認められる場合、所定の見積金額内訳書のどこに記載すべきか。	費目としてないため、必要な経費は管理費での対応となります。ただし、管理費については、所定の見積金額内訳書に内訳を記載する必要はありません。（以前は必要経費全ての証憑取付を必要としていましたが簡素化がなされ、費目にない必要経費は証憑書類の取付不要とした、管理費を設定し、その中で対応していただくことと整理された経緯によるものです。）	2016年3月29日